

令和2年4月28日

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止 における当面の税務上の取り扱い

～国税の申告や納税手続きについて～

税理士法人TACT高井法博会計事務所

審査室長 税理士 松澤 悟

# 目次

I. 国税の取り扱いの現状

II. 目下の手続き 納税の猶予など

III. 目下の手続き 申告の延長

IV. 今後の見込み

# I . 国税の取り扱いの現状

- 1 . 現行の制度の範囲での対応  
災害等やむを得ない理由
- 2 . 緊急事態宣言等を受け  
柔軟な対応
- 3 . 緊急経済対策法案  
新たな対応・法制度

## Ⅱ.目下の手続き 納税の猶予

- ・ 災害その他やむを得ない理由  
最大1年間分割納付可能
- ・ ただし期間に応じた利子（延滞税）  
がかかる
- ・ 予め税務署への申請を  
担保が必要
- ・ 国会で審議中の法案は後ほど

## Ⅱ.目下の手続き 納税の猶予

- **法人の予定納税**  
中間決算を組んで今期の赤字を  
組み入れ納付額を減少させる
- **個人の予定納税**  
減額申請による手続き

## Ⅲ.目下の手続き 申告の延長

- **法人の決算と申告**  
代表者、経理担当が感染  
事業活動の縮小など
- **個別に申告期限延長を認める**
- **高井会計がバックアップ**

## Ⅲ.目下の手続き 申告の延長

- **欠損繰戻し還付制度**  
前年：法人税の納付  
本年：コロナの影響で赤字
- **前年の法人税額の範囲で法人税を  
還付する制度**
- **個人事業者（青色申告）  
純損失の繰戻し**

## IV. 今後の見込み

- **緊急経済対策（4/7閣議決定）**  
納税猶予：無担保や延滞税免除  
テレワーク設備投資の税額控除  
住宅ローン控除 適用時期など
- **現在国会審議中**
- **状況次第で新たな制度も**